

令和6年度 愛知県立三谷水産高等学校推薦選抜実施要項(令和5年10月27日修正)

1 出願資格

本校水産科の推薦選抜に出願することができる者は、次の(1)から(3)までの全ての条件及び「2 推薦基準」を満たし、中学校長（義務教育学校及び中等教育学校の校長を含む。以下同じ。）の推薦を得た者とする。

- (1) 令和6年3月に中学校若しくは義務教育学校を卒業する見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 本校当該学科を志望する動機・理由が明白・適切で、当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。
- (3) 人物及び学習成績が優れていること。

2 推薦基準

- (1) 「㉞ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者」として、本校の教育課程を履修する学力を有するとともに、次の事項のいずれかに該当すること。

ア 運動の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者

- (ア) 部活動で3年間努力し、活動した。
- (イ) 柔道、剣道、弓道等で初段以上を有する。
- (ウ) 上記(ア)、(イ)以外で優れた能力・適性及び実績等を有する。

イ 文化、芸術、奉仕活動等の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者

- (ア) 部活動で3年間努力し、活動した。
- (イ) 奉仕活動、又は、ボーイスカウト、海洋少年団等で3年間活躍した。
- (ウ) 実用英語技能検定3級以上を有する。
- (エ) 生徒会役員(会長、副会長、書記、会計等)、部活動の部長、又は、室長として活躍した。
- (オ) 総合的な学習の時間における活動で、顕著な成果を有する。
- (カ) 上記(ア)から(オ)以外で優れた能力・適性及び実績等を有する。

- (2) 「㉟ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」として、本校の教育課程を履修する学力を有するとともに、保護者又は志願者が「令和6年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示す「『恵まれない環境』に該当する事由及び証する書類」の事由のいずれかに該当すること。

- (3) 「㊱ 人物が優れており、『調査書情報』の『学習の記録』が優秀で、学習活動において他の模範となる者」であること。

- (4) 「㊲ 将来、水産業に関する職業に就く、又はその後継者となる意思を有する者」であり、本校の教育課程を履修する学力を有すること。なお、「水産業経営状況」を愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システムにより登録すること。

- (5) 本校の推薦選抜において特に重視すること。

ア 出席状況が良好であり、入学後、学校生活に意欲的に取り組むことができること。

イ 海洋科学科の志願者は、心身ともに健康で長期の乗船実習に耐え得る健康な者であること。

3 合格者数

学 科 ・ コース		推 薦 選 抜 募 集 人 員
海洋科学科	海洋漁業コース	募集人員の30%程度から45%程度
	海洋工学コース	
情報通信科		
海洋資源科	栽培漁業コース	
	海洋環境コース	
水産食品科		

なお、「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の募集については、当該学科の募集人員のおおむね5%とし、上記に含む。

4 出願の手続き

出願に当たっては、「出願情報」等を、次の期間に愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システムにより登録する。

手続きは、令和6年1月25日（木）の9時から同年2月1日（木）の15時までに行う。

5 面接の実施期日

令和6年2月6日（火）

なお、個人面接で行う。

6 合格発表の日時及び方法

令和6年2月8日（木） 12時

愛知県公立高等学校入学者選抜Web出願システムのマイページ上で発表する。

なお、掲示による合格発表も行う。

7 検査当日の留意事項及び合格者登校日の日程等

(1) 検査当日の留意事項については、令和6年2月2日（金）までに、本校ウェブページに掲載するので、志願者は必ず確認すること。

(2) 合格者登校日の日程等については、令和6年3月8日（金）までに、本校ウェブページに掲載するので、合格者は必ず確認すること。

(URL : <https://miyasuisan-h.aichi-c.ed.jp/>)

8 その他

(1) 海洋科学科と海洋資源科の合格者については、令和6年2月8日（木）までに、本校ウェブページに掲載する所属コースについてのアンケートを、令和6年3月11日（月）までに回答すること。なお、アンケートで集約した希望コースは選抜で用いない。ただし、希望状況によっては、希望したコースとは異なるコースとなる場合がある。

(2) 出願の手続きに関する問合せは、出身中学校長を通じて本校校長に行う。